

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 中東地域との宝飾分野交流事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中東地域と山梨県との人的交流を通じ、宝飾分野をはじめ、多様な人材を育成する事業に要する経費の一部を補助することにより、中東地域と山梨県との関係強化を図り、もって産業振興の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象となる経費)

第3条 この補助金は、平成20年1月21日財資第12号経済産業大臣通知による「産油国石油精製技術等対策事業費補助金（石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの）交付要綱」に基づき、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「支援機構」という。）が行う補助事業について、経済産業大臣が補助する以外の事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費等」（以下「別表」という。）のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

ただし、補助事業の実施に伴い収入が発生する場合は、補助事業に要する経費から当該収入相当額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助率)

第4条 知事が交付する補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援機構は補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請にあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により支援機構に通知するものとする。

なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を、支援機構に求めることができる。

2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消

費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 支援機構は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 支援機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く場合であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 支援機構は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 支援機構は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業遅延等報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は支援機構に対して補助事業の遂行及び収支の状況について、必要に応じ補助事業遂行状況報告書(様式第6号)の提出を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行うものとする。

(実績報告)

第12条 支援機構は、補助事業が完了したとき若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して一箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 支援機構は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支援機構に通知するものとする。

- 2 知事は、支援機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の方法)

第14条 補助金は、補助事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。

ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

- 2 支援機構は、前項の規定により、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第8-1号）を知事に提出しなければならない。
- 3 支援機構は、第1項ただし書きの規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8-2号）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 支援機構は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額等の額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第16条 支援機構は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費		補助率
経費区分	経費内容	
人件費	補助事業に直接従事する者の人件費	補助対象経費の 10分の10以内
事業費	旅費、保険料、会議費、諸謝金、備品費、借料及び 損料、消耗品費、通信運搬費、翻訳通訳費、外注費、 印刷製本費、資料購入費、補助要員費、保守料、国 内拠点運営経費、海外拠点運営経費、その他補助事 業を行う上で特に必要と認められる経費	
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は 適当でないものについて、他の事業者に行わせるた めに必要な経費（委任契約）	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める 経費	

※ 補助事業の実施に伴い収入が発生する場合は、補助事業に要する経費から当該収入相当額を除いた額で補助金額を算出すること。

※ 補助要員費は補助事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者を対象とする。（作業日報、雇用関係書類等の作成が必要）